

# 仕 様 書

1 契約名称	広島市中工場ほか1か所で発生する余剰電力										
2 契約期間	契約締結の日 ~ 令和 4年 3月31日まで										
3 履行期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日まで										
4 予定余剰電力量	<p>※再生可能エネルギー電気特定卸供給契約により再生可能エネルギー電気を受給希望する場合の電力量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">40,693,148 kWh</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">非再生可能エネルギー余剰電力量</td> <td style="width: 50%;">20,269,629 kWh</td> </tr> <tr> <td>卸供給契約に係る 再生可能エネルギー余剰電力量</td> <td>20,423,519 kWh</td> </tr> </table> <p>※予定であり、これを約束するものではない。</p> <p>※再生可能エネルギー電気を受給希望しない場合の電力量</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">20,269,629 kWh</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">非再生可能エネルギー余剰電力量</td> <td style="width: 50%;">20,269,629 kWh</td> </tr> </table> <p>※予定であり、これを約束するものではない。</p> <p>※契約内容により、上記のいずれかを記載する。</p>	40,693,148 kWh		非再生可能エネルギー余剰電力量	20,269,629 kWh	卸供給契約に係る 再生可能エネルギー余剰電力量	20,423,519 kWh	20,269,629 kWh		非再生可能エネルギー余剰電力量	20,269,629 kWh
40,693,148 kWh											
非再生可能エネルギー余剰電力量	20,269,629 kWh										
卸供給契約に係る 再生可能エネルギー余剰電力量	20,423,519 kWh										
20,269,629 kWh											
非再生可能エネルギー余剰電力量	20,269,629 kWh										
5 予定自己託送電力量	1,766,323 kWh										
6 売却地点 (自己託送送電地点)	<p>【中工場】 広島市中区南吉島一丁目5番1号 広島市中工場 焼却施設1階 特高受変電室内の断路器の電源側端子</p> <p>【南工場】 広島市南区東雲三丁目17番1号 広島市南工場 受電柱6kV配電線引込口に設置した気中開閉器の線路側端子</p>										
7 需要地点 (自己託送受電地点)	<p>【安佐北工場】 広島市安佐北区可部町大字中島1460番地の1 広島市安佐北工場 受電柱6kV配電線引込口に設置した気中開閉器の線路側端子</p> <p>【西部リサイクルプラザ】 広島市西区商工センター七丁目7番2号 広島市西部リサイクルプラザ 受電柱6kV配電線引込口に設置した気中開閉器の線路側端子</p>										
8 接続電力系統	中国電力ネットワーク㈱										
9 電気方式等	<p>【中工場】 交流3相3線式 60Hz 22,000V 最大余剰電力：10,000kW</p> <p>【南工場】 交流3相3線式 60Hz 6,600V 最大余剰電力：629kW</p> <p>【安佐北工場】 交流3相3線式 60Hz 6,600V</p> <p>【西部リサイクルプラザ】 交流3相3線式 60Hz 6,600V</p>										

10 発電設備	<p><b>【中工場】</b></p> <p>(1) 蒸気タービン発電設備 方 式：汽力発電 燃 料：廃棄物 定格出力：15, 200 kW</p> <p>(2) ガスタービン発電設備 方 式：ガスタービン発電 燃 料：灯油 定格出力：2, 400 kW</p> <p><b>【南工場】</b></p> <p>(1) 蒸気タービン発電設備 方 式：汽力発電 燃 料：廃棄物 定格出力：1, 400 kW</p>
11 環境に関わる付加価値の帰属	<p>南工場は、再エネ特措法附則第12条の規定により、なお効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の旧特措法第9条第1項の規定に基づく新エネルギー等認定設備である。</p> <p>(1) 発注者の発電所から発生し、受注者が需給した電力について、二酸化炭素排出量削減・化石燃料消費節減等の環境に係る付加価値は全て受注者に帰属する。</p> <p>(2) (1)に規定する付加価値には、旧特措法における「新エネルギー等電気相当量」を含む。なお、発注者は、「新エネルギー等電気相当量」の受注者への帰属に必要な同意書提出等の手続きを遅滞なく行うものとする。</p> <p>(3) 発注者は、四半期ごとのバイオマス比率の計算根拠を、翌月までに速やかに受注者に提出するものとする。</p>
12 非再生可能エネルギー余剰電力量に含まれる非化石証書価値の帰属	受注者に帰属する。
13 認定発電設備関連	<p>中工場は、再エネ特措法第6条による認定発電設備である。</p> <p><b>【中工場】</b></p> <p>(1) 発電設備区分 バイオマス発電設備 (一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼)</p> <p>(2) 標準バイオマス比率 52% (ただし、バイオマス比率を保証するものではない。)</p> <p>(3) 調達価格に係る補助金 該当なし</p> <p>(4) 調達開始年月日 平成25年3月31日</p> <p>(5) 設備認定年月日 平成25年2月25日</p> <p>(6) 設備認定ID R000106F34</p>
14 計画値同時同量	<p>(1) 受注者は、原則として発注者に代わり、計画値同時同量の責務を負うものとする。</p> <p>(2) 発注者に発電インバランスが発生した場合は、その責務は受注者に帰属するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、本発電設備で発生する発電インバランスの費用を負担するものとする。</p>

15 再生可能エネルギー 電気特定卸供給	受注者は、中国電力ネットワーク株式会社と再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を締結し、本施設で発生する再生可能エネルギー電気の受給を行うものとする。
16 バランシンググループ	受注者は、原則、発電契約者として、本発電設備を含む発電バランシンググループを形成し、中国電力株式会社と発電量調整供給契約を締結するものとする。
17 自己託送	安佐北工場及び西部リサイクルプラザで使用する電気は、中工場及び南工場の余剰電力の一部から、別途契約により自己託送する予定である。 予定自己託送電力量は、「5 予定自己託送電力量」のとおり。
18 取引用電力量計等	検定有効期限は次のとおり。 【中工場】 令和4年12月 (令和3年度に、中国電力ネットワーク株式会社にて取引用電力量計等取替予定。) 【南工場】 令和4年11月 (令和3年度は取引用電力計等の取替予定なし。)